

求人者、求職者の皆様へ

事業所名：K.J. コンサルタンツ 株式会社

許可番号：14 ㄩ 300945

取り扱職種の範囲等	取り扱職種の範囲：全職種	地域：日本国内
-----------	--------------	---------

手数料に関する事項 * 右記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算されます。	サービスの種類	手数料の額
	職業紹介サービス	成功報酬の場合 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載される額）の 1/3 とする。ただし変動給がある場合は目標 100% 達成時の変動給与も含む） リテイナーフィーの場合 成功報酬型の場合と同様給与の 1/3 を手数料とし、その 1/3 をそれぞれサーチ開始時、2 名以上候補者と面接したとき、候補者と雇用契約を取り交わした時点で請求する。

苦情処理に関する事項	求人者、求職者からの苦情については、誠意をもって対応いたします。 苦情申出先：職業紹介責任者 鈴木悦司 電話番号：080 4296 1705
------------	---

求人者情報及び求職者個人情報の取り扱いに関する事項	1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、個人情報取扱主任者のみとする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者鈴木悦司とする。 2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内職員に対し、個人情報取り扱いに関する教育、指導を年一回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は紹介責任者講習会を受講するものとする。
---------------------------	--

	3. 取扱者は、個人情報に関して、当該情報に関わる本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正するものとする。 4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取り扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者鈴木悦司とする。
払戻金に関する事項	求職者が就業開始から、本人都合で1ヶ月以内に離職した場合は、求人者にコンサルタント料金の50%を返却し、個人都合による3か月以内の離職は、求人者にコンサルタント料金の1/3を返却する。